

○京丹後市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成18年7月12日

告示第103号

改正 平成21年4月1日告示第79号

平成21年6月3日告示第124号

平成23年5月13日告示第94号

平成24年3月30日告示第88号

平成26年3月26日告示第39号

平成28年11月1日告示第228号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者（次条において「延長者等」という。）を含む。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、京丹後市要保護児童対策地域協議会（以下「こども家庭支援ネット」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 こども家庭支援ネットは、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

(組織)

第3条 こども家庭支援ネットは、警察及び福祉、医療、保健、教育、司法等の関係機関又は関係団体並びに児童の福祉に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

2 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、こども部子育て支援課が担当する。

3 要保護児童対策調整機関に、法第25条の2第6項に規定する調整担当者を置く。

(会長及び副会長)

第4条 こども家庭支援ネットに会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、こども部長の職にある者をもって充て、副会長は、こども部子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、こども家庭支援ネットの会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 こども家庭支援ネットの会議は、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議とする。

2 代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報扱う場合は、会長の判断により非公開とすることができる。

3 実務者会議及びケース検討会議は、非公開とする。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、各関係機関等の代表者（以下「委員」という。）で構成し、会長が原則として毎年度1回開催する。

2 代表者会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等の支援に関する方法や体制等の検討に関すること。

(2) 実務者会議及びケース検討会議から受けた支援対象児童等に係る支援、活動報告の評価に関すること。

(3) 関係機関等による連携を確保し、実務者会議が円滑に運営されるための環境の整備に関すること。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、関係機関等において実際に活動する実務者により構成する会議とし、必要に応じて要保護児童対策調整機関の長が招集する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 定例的な情報交換やケース会議等で課題となった事項の更なる検討を必要とすること。

(2) 支援対象児童等の実態調査及び支援を行っているケースの総合的な把握に関すること。

(3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。

(4) こども家庭支援ネットの年間活動方針案の作成に関すること。

(ケース検討会議)

第8条 ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に直接関わりを有している担当者等により構成する会議とし、必要に応じて要保護児童対策調整機関が招集する。

2 ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(2) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

(3) 援助方針の確立、役割分担の決定及びその情報の共有に関すること。

(4) 主として担当となる機関及び主たる援助者（キーパーソン）の決定に関すること。

(5) 援助、支援の方法及び支援計画の検討に関すること。

(秘密の保持)

第9条 関係機関等の構成員は、こども家庭支援ネットの職務に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(庶務)

第10条 こども家庭支援ネットの庶務は、こども部子育て支援課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、こども家庭支援ネットの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第79号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月3日告示第124号）

この告示は、平成21年6月3日から施行する。

附 則（平成23年5月13日告示第94号）

この告示は、平成23年5月13日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第88号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第39号）

この告示は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成28年11月1日告示第228号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。